

犯罪被害者ボランティア講座

# 被害者の心理 I

被害者の「心の傷」について

神奈川被害者支援センター派遣カウンセラー 生方智恵子  
2008年10月24日 金曜日 13:30~16:00  
神奈川県民センター コミュニティーカレッジ

1. 犯罪被害者の権利宣言
2. 見逃されがちな精神的ケア
  - 被害者の心理
  - 悲嘆反応
3. 被害者のかころと周囲
  - 被害者と周囲
  - 被害者のかころ
4. 犯罪被害と子供のかころ
  - 子供に見られる代表的反応
  - 発達段階により異なる反応
5. 二次的被害
  - 心理的な面における二次的被害
  - 経済的な面における二次的被害
6. 刃となる言葉
7. こころに寄り添う支援
8. 犯罪被害者等基本法 概要
9. その他

# 犯罪被害者の権利宣言

1999年5月15日

全国被害者支援ネットワーク

我が国の犯罪被害者は重大な侵害を受けた事件の重要な当事者でありながら長い間刑事司法制度からも社会からも「忘れられた存在」であった。多くの犯罪被害者は、我が国の犯罪被害者支援の充実を願いながらも、声を上げることさえできず苦しんできた。犯罪は社会の規範に反し、人間の基本的な権利を侵害するものであり、また誰もが犯罪被害者となりうる。それゆえに、犯罪被害者を理解と配慮を持って支援し、その回復を助けることは、本来、社会の当然の責務である。

犯罪被害者が大きな打撃から立ち直り、人間としての幸福を求めて再び歩み始められるようには、犯罪被害者の権利を確立することは、単に福祉の増進にとって必要であるばかりではなく、国民の刑事司法に対する信頼を高め、社会全体の利益につながるものである。

国、地方公共団体は、被害者支援のために総合的な施策を講ずる責務を担うべきである。また、国民は、犯罪被害者の置かれている状況を理解し、支援に協力することが求められる。全国被害者支援ネットワークは、このような認識に立ち、ここに以下の犯罪被害者の権利を宣言する。

## 公正な処遇を受ける権利

### 1. 公正な処遇を受ける権利

犯罪被害者（犯罪によって害を被った者及びその家族をいう。以下同じ。）は、公正で、かつ個人の尊厳に配慮した処遇を受けるべきである。

### 2. 情報を提供される権利

犯罪被害者は、被害を受けた事件の刑事司法手続きおよび保護手続きに関する情報、ならびに被害の回復のために利用できる諸制度に関する情報の提供を受けることができる。

### 3. 被害回復の権利

犯罪被害者は、受けた被害について迅速かつ適切な回復を求めることができる。

### 4. 意見を述べる権利

犯罪被害者は、刑事司法手続きおよび保護手続きの中で、意見を述べることができる。

### 5. 支援を受ける権利

犯罪被害者は、医療的、経済的、精神的およびそのほか社会生活上の支援を受けることができる。

### 6. 再被害からまもられる権利

犯罪被害者は、再被害の脅威からまもられるべきものである。

### 7. 平穏かつ安全に生活する権利

犯罪被害者は被害を受けたことからおこるプライバシーの侵害からまもられ、平穏かつ安全な生活を保障されるべきである。

[全国被害者支援ネットワーク『犯罪被害者の権利宣言』より]

正常な状態でも言える

II

## 2. 見逃されがちな精神的ケア（誰の心にも起こる）

《被害者の心理》 こうなっても体験は記憶もしく、やうこそ体験もしく、  
何時もいつまでいつまで強烈が記憶される。

### 心理的反応

- 恐怖。
- 自分を責める気持ち。
- 不安。
- 復讐心。
- 無気力・絶望感・無力感。
- 孤独感・疎外感。

### 感情的反応

- 感覚感情が麻痺する。
- 現実感がない。
- 自分が自分でない感じ。
- 記憶力・判断能力の低下。（信頼性、現実として受け取れない）

### 身体的反応

- 緊張・動悸・下痢・吐き気。
- 不眠。悪夢。食欲不振。
- 手足に力が入らない。

いよいよ見られる。あいまいな状況。  
事件に直接関係しない見ゆ、  
身体症状が起こる。

警察署や司法機関で見られる。  
事件によってもとれる。  
(やくさくといふ。時間に余裕を  
持てずにいる)

### 遺漏の心理

## 《悲嘆反応》

親しい人を亡くすと悲しみや思慕など様々な気持ちが現れるが、このような死に対するこの反応を

さす。  
少しづつ

この悲嘆の反応は時間がたつにつれ変化する。

### 急性期（数週間から数か月）

- 亡くなったという事実が受け入れられない。
- 感情が麻痺して、辛い、悲しいという気持ちがわからない。
- 涙が出ない。
- 苦しい気持ちが続く。

### 慢性期（数か月）

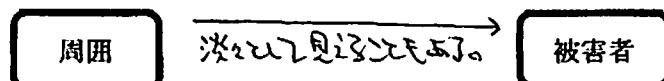
- 少しづつ死の事実を認められるようになる。
- 自身の生活が再建され始める。
- 喪失に対する悲哀や抑うつ、怒り。
- 不眠や身体不調。

後、制度の説明を受けても頭に入らなかった。  
また、からだの動きの理解が弱かった。

可能性について判断能が低下が原因を理解しているが、ついでに  
制度の説明を「病院にかかるから、多くの病院も起つ。  
続ける必要がある。」  
また、制度の説明を理解するところがいる。

### 3. 被害者のこころと周囲

《被害者と周囲》 ふれあいやんばいが起る。本人の感じ方と周囲の見方で異なる。



そつとしておいてあげたい	孤独・孤立
叱咤	自責の念
励まし	不信感
冷静	感覚の麻痺
気丈	心配をかけたくない (ふくよこおもひ、心配にふるまへりこひ)
もう大丈夫だろう (時間の経過で 受けた傷が少ないと)	消えない傷

●なぜ自分を責めるの?

●なぜ孤独なの?

### 4. 犯罪被害と子供のこころ

大人以上に激しいショックを受けた  
「成性」がある。

《子供に見られる代表的な反応》

#### 心理的反応

- 一人でいることを怖がる
- 不安・恐怖心
- 怒りっぽい。イライラしている。
- 急に興奮する
- 自分を責める
- 無力感・疎外感を感じる (2次的被害とも深い関係)
- 報復感情

- 子どもたちは「世界観」が異なり。  
周囲の反応についても現状を認識する。

この表現の仕方も  
よく理解する事。  
被害者がこの場合、  
「なぜ安全、安全ではない」と  
理解する。

#### 身体的反応

- 発熱・食欲不振・腹痛・吐き気・頭痛 あく吐
- 吃音
- 排泄の失敗
- 夜泣き・不眠・悪夢 夜突然起きあがく目を醒ます
- かゆみなどの皮膚の異常

#### 生活面・行動面

- あたかも死を囁く、黙りこなは)
- 多動・多弁・集中力の低下
- 沈黙・無表情・泣くことが出来ない
- 甘えが強くなる・赤ちゃんがえり

- ・反抗・乱暴
  - ・大人の気を引く行動
  - ・逸脱行為 → ~~思春期にはとても多い~~
  - ・事件・事故等に関連した遊びを繰り返す
  - ・些細な音や聞きなれない音に異様に驚く
  - ・不登校など

《発達段階により異なる反応》 体といつ成長は人によって違う。  
時期だけではういふれ注意。

## 就学前の幼児～小学校2年生頃

- ・危険が去ったことが理解できずに混乱する
  - ・つらい思い出に魔法をかけようとする
  - ・退現現象（ちぶれじやげんか、あいふり）
    - 死んだ人が戻ってくる、生き返るという幻想を抱く。（死への中途半端な理解がくろ不全）
    - 怖いものが何かわからないが、絶えず不安感恐怖感を抱く
    - 絶えずまとわりつき、離れようとしない。
    - ボーっとして。消極的になり物事にかかわろうとしない。  
以前は友達と一緒に遊びいひんじでが  
ひとりで遊ぶようふよ。

### 小学校3年生～5年生頃

- ・繰り返し事件のことを話す。その時自分がどう行動したのかを繰り返す。
  - ・急に泣き出したり、怒り出したくなることへ不安を感じる  
自分自身
  - ・集中力の欠如・学習意欲の低下
  - ・突然別の行為を始める。行動のちぐはぐさや長続きしない。

### 小学校 6 年生以上

- ・ そのとき自分が何もできなかつたことに対し罪の意識や恥の意識をもつ。
  - ・ 自己破壊的な行為。自殺や自分を傷つける行為。
  - ・ 薬物・非行・性的逸脱行為。
  - ・ 加害者に対する仕返し感情を抱く
  - ・ 大人の社会に加わることへの不安や恐怖。 ← 経済的支援から心的支援によるもの。

吾江詩以行氣，身猶未覺也。  
君、少而自命不凡之感也。

- ・トロ事件や事業を窺うべに、  
ヨーロッパ銀行が設立した  
イタリア銀行の一つである。
  - ・「ヨーロッパ銀行」とヨーロッパ以上にいわれる。  
年相次ぎ銀團を結んでゐる。

被害者が方々調査していく  
一定期間が過ぎて方々へ

## 5. 二次的被害 様々な時間で調査をいい（内閣府・警察・県庁）が結果が分かってない。

犯罪被害者やその遺族は、命を奪われる、家族を失う、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、

被害者が時間が経過しても  
完全には無くならない。

事件に遭ったことによる精神的ショックや体の不調

医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮

捜査や裁判所の過程における精神的、時間的負担

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。

このような問題を総じて「二次的被害」と言われています。

2つに大別で見ていくと互いに重複している、精神的不安定や経済困難に陥る（逆も可）。

### 《精神的な二次的被害》

- 友人・知人・親類からの言葉（「あなたがいい子だ」「介護状況を早く手に入れる」「他にもどうがいいとか」）
- マスコミの取材、報道によるストレス（「保険金が入ってから友達と一緒に旅行に行こう」とか）

### 《経済的な二次的被害》

- 転職、退職（收入の変化）、休職

- 医療費の負担

- 引っ越し、宿泊費等予期せぬ出費

→日用品にも大きな代價を要する事が多いため（一般的な生活費よりも大きい）

支えとされる家族・親類・友人に  
離別があることはもう少しもない

銀行が「民家でもお金を持ってます」と言っている…

### ○各種支援への不満感

↑（絶対的支給があることを信じていたのに怒りを抱いています）  
↓（手当もあら）

適切な支援が下らないに理不尽なところもある。  
(がんばるへい!)

給付金だけでは足りないこともあります。  
また、大黒柱を失うケースもあります。  
だから家族で働き始めることも。  
工事、外出困難な方が多いです。

被災前と同等の生活は難いことが多く  
経済的側面だけでも

自分が事件現場となる場合、いつも車居るなど…  
といった間違ったビジネスモデルをして…

負担が大きい場合は、何も現金制度がない。  
(県・市・市町村が現金が無い。岡山市も)

## 6. 刃となる言葉

- 励ましたなのになぜ？

「がんばって」が遅延は強められています。

- 共感なのになぜ？

「あなたの気持ちよくわかる」

- 支えとなるのになぜ？

「辛いのはあなただけじゃない」

- 希望なのになぜ？

「時が解決してくれる」

→傷口時は解決しない、津波は消えない…

必ずしも当該人がやがて、似たような事件あるかも同じうな  
いう想いは軽いと言ふに及ぶ。じつはなぜも違う。  
といふなど、ピア互助で会った場合は別なことをお…

「ニヤニヤ笑ひながら本村」といふ言葉がセリフ  
存在します。

からかってほんと入りたい(原則)

7. こころに寄り添う支援
- 答えのいらないコミュニケーション
  - 一度きりで特別な大きな何かより、小さくても日常の何かを続けること
  - 一步踏み込んだ、しかし、押しつけではない支援を
- ◎ 自助グループの場。→意外とも効果が知らぬついで。  
同じ苦いみを感じた人が交流を通じて互いにエンパワーメントしていく。  
卓立る障壁なく、本人が持つエネルギーを取り戻していく場。
- 明日へヒントが希望が見つかる。

## 8. 犯罪被害者等基本法 概要

犯罪被害者の尊厳を重んじ、権利利益を保護するために・・・

### 4つの基本方針と5つの重点課題

#### 4つの基本方針

1. 尊厳にふさわしい処遇を権利として保証すること
2. 個々の事情に応じて適切に行われること
3. 途切れることなく行われること
4. 国民の総意を形成しながら展開されること

#### 5つの重点課題

1. 損害回復・経済的支援等への取組
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
3. 刑事手続への関与拡充への取組
4. 支援等のための体制整備への取組
5. 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

## 9. その他

### 《参考図書》

「犯罪被害者の声が聞こえますか」 東大作 著 新潮社 2008年4月発刊

「性犯罪被害にあうこと」 小林美佳 著 朝日新聞出版 2008年4月発刊

「なぜ君は絶望と闘えたのか～本村洋の3300日～」 門田隆将 著 新潮社 2008年7月発刊